

2025年度 事業計画書（概要）

自 2025年4月 1日

至 2026年3月31日

一般財団法人 北里環境科学センター

2025年度 事業計画書

一般財団法人 北里環境科学センター

〔 2025年4月1日 ～ 2026年3月31日 〕

一般財団法人北里環境科学センターは今年度開設 48 年目を迎える。この間北里柴三郎博士の理念のもと北里研究所と世紀を越えて蓄積された知的財産を有効活用し、北里大学との学术交流を通じ技術の研鑽や向上に努め、精度の高い技術と品質をもって環境科学に関わる広範な事業を展開してきた。今後も消費者の健康維持と環境汚染の改善と予防に資する事業を行い、以て公衆衛生の向上と増進に寄与することを目的にする。そのためこれまでの基本姿勢を継承しつつ、市場の需要を喚起し、激変する時代に相応しい新たな発想のもと少数精鋭の人材と限られた施設設備を最大限有効に活用して目的とする事業を推進する。

当センターにおける 2025 年度の重点目標は、継続を含む次の 5 点とする。①新規事業の具体的な実施に向け新たなイノベーションを創出し、収益構造を改善する。②二つの事業部間の連携にも配慮し、センターの試験検査項目を随時検証し独自性を充実させる。③クリーンな環境創出と予防医学のため「環境ドック®」構想を推進する。④福祉施設や医療機関等との連携等、環境に関連する地域に密着した公衆衛生活動を推進する。⑤技術向上や人材育成のため北里大学等アカデミアとの連携を推進する。特に①に関しては、前年度まで検討してきた花粉アレルギー試験の事業化達成を受け、さらに試験内容の拡充を図る。一方新規事業として、臭気・室内空気等の評価試験に関しても収益事業として立ち上げると共に、新たな事業開発にも注力する。以上の事業目標を達成し、各種事業を安定的に遂行するため、財務体質をより一層強化させる。さらに 2027 年は当センターの創立 50 周年に当たることから、その記念事業に向け準備を開始する。

また、継続的事业としては、公益事業として、市民啓発事業、教育研究事業等は例年どおり実施する。一方、国連の持続可能な開発目標（SDGs）に関連して環境保全や感染制御に関する試験体制の強化を図る。

当センターの試験検査のため、品質保証にも重点を置く。これについて水質及び空気関連の検査事業部門は将来を見据えた検査体制を構築すると同時に、品質保証マネジメントシステム（ISO 9001:2015、ISO/IEC 17025:2017）を維持し精度の高い検査結果を提供することで、より一層の信頼性の確保を目指す。また微生物部門は、産業標準化法試験事業者登録制度（JNLA）による審査で本年 1 月に同登録試験事業者として認可されたことから、関連検査事業への信頼性の更なる担保に活用するとともに新たな品質保証のための登録を目指す。これに基づき顧客の要望に対応できるよう職員の資質向上も図る。

I 環境科学啓発事業（公益事業）

環境科学啓発事業（公益事業）は、センターが保持している環境科学に関する理化学的及び微生物学的分野における知識、技術及び研究実績等を社会に還元することによって、一般市民への環境科学に関する啓発や教育研究機関への支援を行い、健康な生活と生活環境の向上に寄与することを目的と

している。今年度は、この目的を達成するために以下の環境科学啓発事業を計画した。

1. 市民啓発事業

この事業は、環境科学に関する様々な情報を市民に還元することを目的として実施するものであり、開催形態は、情報等の還元方法によって以下の区分で実施する。

このうちセミナー、講座、講習会等については、受講者数の拡大と開催要請獲得の増加を目指して、広報活動の範囲や方法の強化、開催場所の変更の検討、参加申込方法のオンライン化の拡大、オンライン受講体制の構築など、運営体制の様々な改革に今年度は力を入れて取り組んでいく。

(1) センター主催「環境科学セミナー」

このセミナーは、環境科学に関する広範な知識、技術及び研究実績等を一般市民に対して広く公開することを目的として開催する。講師は、斯界の専門家、センターの技術者等とし、有意義な情報を提供することによって、市民の生涯教育に寄与するように努める。

(2) センターが主催又は協力する講座等

この講座等は、環境科学に関心をもつ市民団体等からの要請に応じて開催するものである。講座の内容は、講義形式のみならず必要に応じて実習や現地調査も行う。また、開催場所もセンター内に留まらず、出前講座等の要請にも応える。実例の一つとして、相模原市立環境情報センターが取りまとめている相模原市の環境学習・環境活動プログラム集「エコネットの輪」に、当センターも2023年度から出前講座（環境学習プログラム）を登録している。

2025年度は、センターの技術者による出前講座を拡張するとともに、ウェブサイトに専用の受付ページを設置し、環境科学の講習の要請に広く応えていく。

(3) 一般市民が受講可能な講習会等への講師派遣

センター職員が培った知識や研究成果を広く市民に公開することを目的として、一般市民が受講可能な講習会等を企画した組織からの要請に応じて講師派遣を行う。

(4) 相模原の環境をよくする会の活動

相模原市及び市内事業者で構成される「相模原の環境をよくする会」の会員として、市民や会員向けの啓発活動や調査活動に協力することにより、地元相模原市内の環境保全活動を支援する。

(5) アースクールさがみはら（旧さがみはら地球温暖化防止協議会）の活動

広報部会と調査・研究部会の活動を通じて、相模原市の地球温暖化の防止を含む地域環境啓発活動に協力する。

(6) その他

その他、この事業目的に合致した市民啓発や教育研究支援に関連する活動を展開する組織等からの要請に応じて協力並びに支援する。

2. 教育研究支援事業

この事業は、環境科学分野の人材育成を目的とした学校法人等教育研究機関や公益事業を行う団体等からの要請に対して、センター職員を講師として派遣・協力、又は学生をセンターに受け入れて研修指導や講座開催に協力する等によって、教育研究活動を支援することを目的とする。

(1) 大学等教育研究機関あるいは学会への講師派遣

大学等の教育研究機関あるいは学会等の要請に対して、専門的な知識を有するセンター理事、職員を講師として派遣することで、環境科学に関する教育・学術活動を支援する。

(2) インターンシップ学生の受入れ

就業体験制度を支援する目的で、環境科学に関する教育を行っている大学等からのインターンシップ学生を受け入れる。

(3) 大学等からの要請による研究指導の支援

大学等からの要請によって、環境科学等に関する研究についての卒業論文、修士論文、博士論文の作成を指導する。

(4) 大学等への検査・試験等の無償実施と指導

大学等教育研究機関への研究支援として、当該機関からの要請によって検査・試験、環境調査並びに環境整備に関するコンサルテーション等を無償で実施する。

(5) 公益事業団体の教育講座開催への支援

センターと目的を共有する公益事業団体からの要請により、環境科学に関する人材育成のための教育講座の開催にあたり施設面や人的な支援を行う。

(6) 病院等への検査等の無償実施と指導

病院等への環境整備支援として、当該機関からの要請によって検査、環境調査並びに環境整備に関するコンサルテーション等を実施する。

(7) 地方自治体関連施設等への感染対策指導

高齢者施設等を中心とする公共施設への支援として、当該自治体からの要請によって環境調査並びに環境整備に関するコンサルテーション等を実施する。

(8) その他

大学、研究機関とも協力しながら、環境科学に関する研究を推進する。その他、この事業目的に合致した教育目標を掲げる教育研究機関等からの要請に対して、協力並びに支援を行う。

3. 国際交流事業

この事業は、環境科学に関する教育研究支援活動の一環として、海外に所在する大学等との国際交流を深めることを目的とする。

中華人民共和国にある瀋陽薬科大学とは交流協定に基づき、環境科学に関する学術的な交流を行う。ただし、当該諸地域の社会情勢を注視しつつ、随時計画の見直しを行っていく。

II 検査・評価試験事業

検査・評価試験事業は、法令や指針等に基づく検査をはじめ、業界団体等によって制定された規格試験等を基に各種製品等の性能評価を第三者機関として実施する事業である。また、これらの事業に必要な試験方法の開発及び成果の公表と、関係団体等への情報還元を行うことも目的としている。特に、評価試験事業においては、センターの独自性を積極的にアピールすることに重点を置き、試験目的に即した試験内容を提案する。

また環境評価プロジェクトから新規事業として立案されたアレルギー関連の試験において、花粉アレルギーを用いた浮遊アレルギー試験等 4 種類の試験方法を 2024 年度までに確立した。2025 年度はこれらのアレルギー試験について社外にアピールし顧客ニーズの取得に注力するとともに、花粉以外のハウスダストやペット由来アレルギー等、受託可能なアレルギーの種類拡大について検討する。アレルギー試験の受注拡大に向けては、微生物部との連携強化のもとで、担当部署の協力を得て、ウェブサイト上の広報を充実させる。その他、マイクロプラスチック分析や環境由来病原微生物検査などの新規事業案について検討を進める。また、新規業務の範疇でなくとも、業務範囲の拡充に関しても随時見直す。

1. 検査事業

センターの検査事業は、市民生活の安心・安全を確保する事を目的として、生活環境に係わる法令等に基づく理化学的検査や微生物学的検査を実施するものである。法令や指針等に定められていない他の検査についても、衛生管理向上の必要性や有用性についての情報提供を行い、依頼者ニーズに応じた検査を受託するとともに、これまでにセンターが蓄積した技術と経験に基づき、検査結果についての専門的なコメントや施設の改善提案等の情報提供サービスを行っていく。

また、検査事業における ICT 化は順調に進められており、出張専用 PC や文書管理ソフト「DocuWorks」の活用、分析野帳保存のデジタル化などが環境事業部全体に拡張され、残業時間短縮や書類のペーパーレス化を推し進めている。2025 年度も更なる業務の効率化・最適化を求め、生成 AI を有効に活用するなど業務の改革を行う。

(1) 法令等に基づく検査事業

検査の実施にあたっては、万全な検査体制と高水準の検査技術を維持しつつ、法令遵守と信頼性確保に努める。具体的には、これまでと同様に行政のみならず第三者機関が実施する精度管理調査に参加し、高水準の検査技術並びに顧客が要求する信頼性を確保する。

また、これから水道水質基準に引き上げられる有機フッ素化合物 (PFAS) についても関係行政と連絡を取りつつ情報を集め、顧客へは検査計画の提案などで情報を提供し、万全な業務体制を整える。

- ① 水道法関連事業
 - (i) 水質検査
 - (ii) 貯水槽水道施設検査
- ② 計量法に基づく事業
- ③ 温泉法関連事業
- ④ 公衆浴場法等関連事業
- ⑤ 放射性物質測定関連事業
- ⑥ 病院、大学施設等の職域環境における作業環境測定事業
- ⑦ その他の法令・指針等に基づく事業

(2) 環境衛生や健康に関する検査事業

法令等で義務付けられていない検査項目についても、市民生活を守るために将来法令化等が想定される検査項目の先取り提案を行い、検査依頼者のニーズに基づく検査を実施する。また、各種の感染症対策については、顧客が施設に提供した感染症対策機器の性能評価についても積極的に取り組み、迅速で有益な評価を行うよう努める。

- ① 室内空気環境調査
- ② 空気環境中の浮遊粒子及び微生物の実態調査
- ③ 環境水中の微生物検査
- ④ その他環境材料等の微生物検査
- ⑤ 食品衛生に関わる自主検査
- ⑥ その他の環境衛生及び健康に関わる検査

2. 評価試験事業

評価試験事業は、環境保全や保健対策等を目的として開発・改良された機器や素材等を対象に、第三者機関としての公正な立場でその性能を評価する事業である。評価にあたっては、種々の標準試験規格（JIS, ISO, EN, ASTM, AOAC 等）や、当センターが持つ知的財産を活用して適正な評価方法を提案するとともに、新たな評価項目の先取りを目指す。具体的には関連する国際機関（WHO 等）等が発信する微生物やウイルス等による新興再興感染症情報の把握から、必要な評価系の構築に努める。

2019年12月に始まった新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響は徐々に落ち着き、2024年度には微生物評価試験の依頼が平常時の水準に戻った。2025年度は、より精度の高い試験提供と新規試験の受託体制強化に注力する。

2025年1月に取得した産業標準化法試験事業者登録制度（JNLA）による試験事業者であることを活用し、プラスチック製品等の抗菌試験（JIS Z 2801）の新規受託試験の拡大を図り、顧客からの信頼性向上と受託増加を目指す。繊維製品の抗ウイルス試験（JIS L 1922）についても2026年度でのJNLA登録を目指し、2025年度では申請書類を作成し当局へ提出する。

新型コロナウイルスを用いた試験の需要が未だに強く存在することから、これを取り扱うことができるBSL3実験室の整備を検討する。低病原性鳥インフルエンザウイルスを入手し、今後の研究活動に使用できるよう準備する。家庭用空気清浄機による微生物除去に関するISO試験では実施体制を確立する。欧州規格EN 17272による空間除菌試験の受託試験の受付を開始する。高齢者福祉施設等

への立入指導、感染対策マニュアルの作成補助等を実施し、その成果を神奈川県公衆衛生学会等で報告する。対象施設としては、高齢者福祉施設や内科系の医療施設の他、一例として歯科医院での活動も検討する。

微生物、ウイルス全般に対応できる多能工的人材の育成を強化するために、セミナーや学会等で最新情報を収集し、顧客ニーズを深掘りする。また、環境・健康分野における新たな評価ニーズを発掘し、試験プロセスの効率化をすすめる。新興感染症対策に関する迅速な試験法開発体制の維持、健康リスク低減に寄与する製品評価試験の拡充、コスト削減と品質向上の両立による収益性の改善に取り組む。これらの取り組みを通じて社会的使命を果たしつつ事業収益の増強を図り、評価試験事業のさらなる発展を目指す。

(1) 細菌・かび試験

人の生活環境の質を向上させる目的で開発される様々な機器及び抗菌剤等を対象としてその基本性能を評価する。

- ① 洗剤等の抗菌性能評価試験
- ② 家電製品等の除菌性能評価試験
- ③ 医療用具等の除菌性能評価試験
- ④ 抗菌剤の効力評価試験
- ⑤ 素材の抗菌効果評価試験
- ⑥ JIS（日本産業規格）に基づく評価試験
- ⑦ 日本薬局方に基づく試験
- ⑧ その他、本項の目的に合致する評価試験

(2) ウイルス（大腸菌ファージを含む）試験

ウイルス感染症の制御、あるいは環境中のウイルスを制御する目的で開発される様々な機器類や抗ウイルス剤等を対象としてその基本性能を評価する。

- ① 抗ウイルス剤の効力評価試験
- ② 家電製品等のウイルス除去性能評価試験
- ③ 素材・天然物の抗ウイルス効果評価試験
- ④ 抗ウイルス薬候補物質の抗ウイルス能評価試験（試験管内試験）
- ⑤ 水処理過程等におけるウイルス除去性能評価試験
- ⑥ その他、本項の目的に合致する評価試験

(3) 理化学試験

水道水を供給する給水装置等の水道資機材や浄水器の浸出性能試験、浄水又は浄水処理過程において水に注入される水道用薬品の評価試験、「透析液清浄化ガイドライン」に基づく透析用水管理基準項目試験、その他日本薬局方に基づく精製水等の試験や異物検査等を行うとともに、ステンレス製 30 m³多目的試験室を活用した臭気・室内空気等の評価試験業務を実施する。

また、2024 年度に事業化した花粉アレルギー試験業務を勢力的に拡大しつつ、新たにハウスダストおよびペット由来のアレルゲンに対する試験系を立上げ、試験実施可能なアレルゲンの種類を増やす事で顧客のニーズに対応し、試験の受託範囲拡大を目指す。

- ① 水質関係評価試験
- ② 臭気・室内空気等の評価試験
 - (i) 臭気に係わる評価試験
 - (ii) 実際の居室を模した空気環境下での揮発性有機化合物の放散量試験
 - (iii) 粉塵の空気清浄機評価試験、フィルタ等製品の効果試験
 - (iv) タバコの評価試験
 - (v) その他
- ③ 花粉アレルギーの評価試験
 - (i) 家電製品等のアレルギー除去効果評価試験
 - (ii) 素材のアレルギー低減効果評価試験
 - (iii) 液剤のアレルギー低減効果評価試験

3. 研究開発事業

新たな試験方法の開発・改良と試験分野の新規開拓等を目的に、水、食品、大気等に混入してくる微生物や有害化学物質の実態調査と制御方法に関する研究及び試験方法の開発・改良に関する研究開発に取り組む。社会情勢の変化等に応じて、柔軟に対応できる試験検査体制をとる。

顧客のニーズに応じ、最新の感染動向を踏まえ新たな微生物やウイルス株を導入した試験方法の開発や既存の試験方法の改良に取り組む。2025年度から新たに研究開発費を計上し、研究開発の実施に向けた資金面での課題解決に関して事前に準備した。研究開発費予算を計上するだけでなく、それらの活動を通して事業化に結び付けるまでの道のりを具体的かつ明瞭に示すことにも考慮する。

また、研究開発の成果を、関連学会等を介して速やかに公表し、専門分野における評価を受けることによって、新たな課題の設定や試験方法の改良に役立てる。

(1) 研究開発

- ① 家電製品等の微生物制御にかかわる性能評価試験方法の開発
- ② 抗菌・抗ウイルス製品の性能評価方法の検討
- ③ 食品の安全性確保に関する研究
- ④ 水中微生物の制御及び迅速検出方法に関する研究
- ⑤ 水の精密分析技術等の改良に関する研究
- ⑥ 新たに問題となる病原微生物に対する検査方法に関する研究
- ⑦ ハウスダストおよびペット由来アレルギーの低減化試験に関する試験系の開発
- ⑧ 環境由来病原微生物の検出に関する研究
- ⑨ その他、新規事業の開拓に向けた研究開発事業に関連する研究
- ⑩ 新たなウイルス株に対する試験方法の開発及び試験方法改良に関する研究
- ⑪ 情報収集と職員の技術的なレベルアップを目的とした学会発表等の学術活動

(2) 研究開発成果の公表

- ① 関連学会及び研究集会
- ② 関連学術誌や業界誌
- ③ 顧客企業が作成されたパンフレット及びプレスリリース等の情報

- ④ 当センターのウェブサイト
- ⑤ その他、有用と思われるメディア

4. 技術協力事業

(1) 講師派遣

業務における関係団体への技術協力を目的に、各団体が主催する下記に掲げる研修会・講習会等に専門的な知識を有する職員を講師として派遣する。

- ① 環境微生物の制御に関する研修会・講習会等
- ② 防菌・防黴に関する研修会・講習会等
- ③ 水道水、環境水、温泉に関する研修会・講習会等
- ④ 微生物試験法・抗ウイルス試験法に関する講習会等

(2) 外部委員会等への参画及び技術協力

業務における関係団体への技術協力、知的財産の提供を目的に、各団体から委嘱された委員会、研究事業等に専門的な知識を有する職員を委員、研究員として派遣する。

- ① 環境微生物の制御に関する委員会等
- ② 感染症対策に関する委員会等
- ③ その他、参加が妥当と認められる各種委員会等

5. 品質保証

(1) 現在、認証を取得している ISO 9001:2015 等、品質マネジメントシステムの維持管理について、ISO 委員会が担当し、センターにおけるすべての検査・試験業務についての品質保証システムを管理し、顧客満足度を向上させるとともに検査・試験の信頼性確保を維持する。

ISO/IEC 17025:2017 についても認定を維持することによって、高い精度の試験データを顧客に提供する。

微生物部門においては、産業標準化法試験事業者登録制度（JNLA）に基づく審査を受け、2025年1月に抗菌性試験における JNLA 登録試験事業者に登録された。これにより、新たなマネジメントシステムと技術的要求事項のもとで更に高い精度の試験データを顧客に提供する。

また、繊維製品のウイルス試験についても新たな JNLA に基づく登録の申請をし、2026年度には当該試験に於ける JNLA 登録試験事業者となることを目指す。

(2) 試験結果の精度・信頼性を保証するために、厚生労働省、神奈川県等の行政機関又は第三者機関の実施する外部精度管理に積極的に参加し、優秀な結果を得る。

また、内部精度管理を定期的実施することによって、試験実施要員の力量評価を適切に行い、必要があれば教育・訓練を行うことにより試験実施要員の技術力を向上させる。

(3) 職員の技術力向上のために学会、研修会等に積極的に参加するとともに、内部研修を継続的に実施し、より高度な技術者を養成して試験・検査の信頼性を高めることにより、様々な顧客のニーズに対応できるようにする。

- (4) 社会情勢に応じた様々な試験・検査依頼に対応するため、必要に応じて実験室や分析機器等のインフラを整備する。

Ⅲ 法人運営管理

法人運営管理部門（業務執行理事・総務部門等）は、法人運営、総務、財務、人事、給与、福利厚生、ICTの積極的活用、部門間の情報共有・連携と協力体制の構築、センター全体の業務効率化等の広汎な職務を、法令遵守の下、円滑且つ適切に執り行うものである。

その中で今年度は、前年度から継続して、又は新たに、次の事項に重点的に取り組んでいく。

1. 財務体質の強化

(1) 収益向上

- ・事業計画ならびに部門別予算達成を厳守する。
- ・新規事業の構築を促進する。

(2) 経費削減

- ・費用を厳しく審査して予算計上するとともに、複数の取引先の見積比較を推進する。

(3) 資金運用

- ・2023年度から開始した資金運用を継続する。
- ・取引銀行及び証券会社からの情報を基に新規の資金運用を検討する。

2. 部門内・部門間の連携

- ・2023年度後半に課を廃止してフラット化した微生物部において、部内の連携を更に推進する。
- ・環境事業部においても、施設検査課・理化学課の枠を超えて、部内の連携を強化する。
- ・事業部門である環境事業部と微生物部において、両部門にまたがる試験の包括的な受注の強化に向けて、連携体制を強化する。
- ・事業部門と管理部門の間でも、各事業において、又は法人運営に関する事項において、連携の必要がある分野では連携を推進する。
- ・業務負担や時間外労働の部門間での平準化を図るため、部門間の応援体制の推進を行う。

3. ICT化の推進

- ・悪質なサイバー攻撃を回避するため、OA機器およびアプリケーションについて更新を行い、最新のセキュリティ対策を講じる。
- ・基幹システムとして運用しているファイルメーカープロの開発を継続して行い、作業効率向上とペーパーレス化を図る。またDXを推進させるために関係部署と連携して、顧客との相互利用のシステム開発を行う。
- ・ウェブサイトの運用について、閲覧の安全性を維持し、試験案内ページ等の掲載を継続的に更新して検査・試験業務の受託増を図る。

4. 緊急事態時の事業継続体制

- ・ 自然災害発生時における事業継続体制構築を引き続き行う。

5. 公益法人会計基準改定への対応の準備

- ・ 当法人が採用している会計基準「公益法人会計基準」が、一般社団財団法人制度発足以後初めて大幅に改定された。数年の猶予期間はあるが、これに対応するため、情報収集と、各種の計算書類の変更の準備を進める。

6. 研修・教育

(1) 職員研修

事業目的や事業計画に即した戦略的な課題の解決、コンプライアンスの徹底、レベルの高い人事考課能力などの職員に必要な知識の習得のために外部講師を招いて研修を実施する。

(2) 部門内における人材教育

試験・検査技術の向上、顧客満足度向上のためのスキル習得に努める。

(3) 新人研修

新たに採用する職員がいる場合は、育成マニュアルに沿い、外部研修を活用しながら、フォローアップ研修も視野に入れた育成に努める。

また、現在在籍している職員についても必要に応じてフォローアップ研修等を実施していく。

7. 50周年記念事業の準備

- ・ 今年度から2年後にあたる2027年度に、当センターは法人設立50周年を迎えるため、50周年記念事業を行う予定である。内容は、記念誌の発行、祝賀会の実施、記念講演会の実施を計画する。これに向けて、今年度は50周年記念事業の事業計画を策定し、各事項の実施体制やスケジュールの具体化、職員の担当分け、委託検討先との協議、各種見積の取得やそれを基にした予算の作成など、事業実施のための準備を進める。

以上